

遺された家族が行う 死後の手続き一覧

〈自分で用意できる書類・物〉

- 故戸** 故人の出生から死亡までのすべての戸籍謄本
- 遺** 遺言書
- その他の書類・物

〈家族が用意する書類・物〉

- 死書** 死亡診断書のコピー
- 故除** 故人の除籍謄本
- 故住** 故人の住民票(除票)
- 相戸** 相続人の戸籍謄本
- 相住** 相続人の住民票
- 相印** 相続人の印鑑登録証明書
- 遺協** 遺産分割協議書

期限	必要な手続き	手続き窓口	必要な書類・物
7日以内	届出等		
	死亡届、死亡診断書の提出 (葬儀会社が代行することが多い)	役所	死亡届 / 死亡診断書 (原本が必要。コピーしておくとうい)
	火葬許可の申請	役所	火葬許可申請書
	死亡保険金の請求 (3年以内)	生命保険各社	死書
	相続人の確定		
14日以内	故人(あなた)の出生から死亡までのすべての戸籍謄本を取得する	役所	
	相続人(家族)の戸籍謄本を取得する	役所	
	故人(あなた)と相続人(家族)の住民票を取得する	役所	
	相続人(家族)の印鑑登録証明書を取得する	役所	
	法定相続情報一覧図の作成と取得をする (必要に応じて)	法務局	
	世帯主変更届の提出 (必要な場合)	役所	相続人の実印 / 相続人の顔写真付き本人確認書類
	年金受給停止 (必要な場合)	年金事務所	故戸 / 故住 / 相続人全員の 相戸 相住
	健康保険証返却 / 介護保険証返却	役所	本人確認書類 / 印鑑
	葬儀費の申請 (2年以内)	役所	故人の年金証書 / 故除 or 故住 or 死書
	年金未支給分の請求 (5年以内)	年金事務所	故人の健康保険証 / 故人の介護保険証 / 故除 or 故住 or 死書
高額療養費の払い戻しの請求 (2年以内)	役所	故人の健康保険証 (申請時に返却) / 葬儀費用の領収書 or 会葬礼状	
高額介護サービス費の未支給分の請求 (2年以内)	役所	故人の年金証書 / 故除 / 故住 / 受取人の戸籍謄本 / 相住	
3か月以内	遺言書がないか確かめる	あなたの家、 公証役場、銀行など	故除 / 相戸
	財産の調査 (口座残高、金融商品などの確認)	あなたの家・銀行など	故除 / 相戸
	不動産の確認	あなたの家、 市役所・法務局など	銀行の貸し金庫を解錠する場合は 故戸 、相続人全員の 相戸 相印
	借金、ローンの確認	あなたの家	故人の預金通帳 / 故人の有価証券 / 故人の各種権利証 / 故除 / 相戸
	支払い停止、契約の解約	あなたの家	固定資産税納税通知書 / 名寄帳 / 不動産売買契約書 など
4か月以内	相続放棄をするかしないか判断する (3か月以内に決定)	家庭裁判所	故人の契約書類 など
	遺産分割協議 (遺言書が存在 or 協議不要の場合を除く)		故人のクレジットカード / 故人の銀行通帳 / 場合によっては 故除 相戸
	遺産分割協議書の作成 (遺言書が存在 or 協議不要の場合を除く)		故除 / 故住 / 相戸
	準確定申告 (所得が一定額以上か、医療費控除を受ける場合)	税務署	相続人全員の 実印 、 相印
	各金融機関の口座の名義変更・解約	銀行、郵便局、証券会社	故人の医療費の領収書 / 故人の源泉徴収票 / 故除
10か月以内	自動車の名義変更等	陸運局	故戸 / 遺 or 遺協 / 故除 / 相続人全員の 相戸 相印
	不動産の名義変更	法務局	故戸 / 車検証 / 車庫証明 / 遺 or 遺協 / 相続人全員の 相戸 相印
	相続税の申告・納税	税務署	固定資産評価証明書 、 相続関係説明図 など / 遺 or 遺協 / 故除 / 故住 / 相続人全員の 相印 相戸

